

これから介護を必要とされる方は 要介護・要支援認定が必要です



●手続きの流れ

①申請する

介護を必要とする人（家族）は、役場介護支援課に「要介護認定」の申請をします。ケアマネジャーなどの代行申請もできます。

介護を必要とされている方、またはその家族は、町に要介護認定の申請をして「介護や支援が必要な状態である」と認定されることが必要です。サービスを利用するまでの手続きの流れは次のようになっています。

②要介護・要支援認定

●訪問調査

町の担当職員が訪問し、全国共通の調査票を用いて、本人と家族に聞き取り調査を行います。

主治医の
意見書

調査項目に関連して記載した特記事項

コンピュータによる判定（一次判定）

●介護認定審査会（二次判定）

訪問調査の結果と医師の意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査を行います。

●認定

非該当	要介護1	要介護4
要支援1	要介護2	要介護5
要支援2	要介護3	

⑥更新申請する

引き続きサービスを利用する場合は、認定有効期間満了前に更新申請をしていただきます。ケアマネジャーなどの代行申請もできます。

⑤サービスを利用する

ケアプランや介護予防ケアプランに基づいてサービスを利用します。原則、サービス費用の1割または2割が利用者負担となります（食費・居住費・日常生活費除く）。

④サービス計画（ケアプラン）の作成

居宅介護支援事業所と契約し、ケアマネジャーと相談して、どんなサービスをどのくらい利用するかというケアプランを作ります（要支援の場合は、介護予防支援事業所と契約し、介護予防ケアプランを作ります）。

該当の方

③認定結果の通知

町から認定結果を通知します。

非該当の方

介護予防サービスが利用できます。地域包括支援センターへご相談ください。

～要介護・要支援認定申請を受けられるにあたって～

●認定結果が出た後に身体の状態が変わられた場合

→有効期間内であっても、再度申請をすることができます。その際には、区分変更申請書を提出いただきます。

●訪問調査について

→適切な認定調査を行うため、調査は身体の状態が安定しているときに行います。急な病気、入院等により身体の状態が変化し、環境が変わった場合は、その環境に慣れてからの調査となります。

→調査の際は、介護者の意向もお伺いするため、ご家族の立会いをお願いしています。

介護認定を受ける、受けないに関わらず、何か気になることがあればまずご相談ください。

◆問い合わせ先

介護支援課 介護支援担当 ☎②6501
地域包括支援センター ☎②6001